

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の事業概要

1 目的

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、その対象児童1人あたり1万円を上乗せする臨時特別給付金を支給することになりました。

なお、大磯町では、子育て世帯への臨時特別給付金にかかる事業を以下の概要にて行ってまいります。

2 支給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の支給を受ける方が支給対象者

※ 令和2年4月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

3 対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童が対象

（令和2年3月まで中学生だった児童も対象となります。）

4 支給額

対象児童1人につき、1万円を支給

5 支給方法

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。

支給を受けるに当たり、改めて申請をする必要はありません。

（支給を希望しない場合は、申出書を返送するか、窓口まで持参）

6 支給日

6月中旬を予定

7 周知方法

個別通知・案内の他、町広報紙、町ホームページなど

8 事業額

3,751.3万円

給付事業総額 : 3,479万円

給付事務費総額 : 272.3万円 (郵送料、振込手数料、システム改修費など)

9 事業担当課の名称 (問い合わせ先)

町民福祉部 子育て支援課 臨時特別給付金担当

役場本庁舎 4階 (第1会議室内に設置)

電話 61-4100 内線番号361、362